

議案第 34 号

山陽小野田市食育推進会議条例の制定について
山陽小野田市食育推進会議条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市食育推進会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、山陽小野田市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 推進会議の委員は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農林水産関係者
- (2) 環境リサイクル関係者
- (3) 保育園・幼稚園・学校関係者
- (4) 食品関連企業関係者
- (5) 地区組織関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 公募により選考された者
- (8) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 推進会議には、会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第6条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。